

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及びその内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求を却下する理由	(く) 審査請求年月日	(け) 審査請求人の主張
									(こ) 実施機関の主張
1	令和元年度諮問受理第11号	令和元年7月10日付け大総務第e-80号	令和元年5月8日	H31. 4. 8付市民の声に対してH31. 4. 24付総務局〇〇課長回答(申出内容3)に「…文書特定に至る前の段階で…不適法…を理由に…却下決定…」とある。この根拠となる条例・規則等のすべて。	総務局行政部行政課(情報公開グループ)	令和元年5月22日付け大総務第e-38号開示請求却下決定	本件請求の対象となる情報は、いずれも大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号。以下「公開条例」という。)第10条第2項の規定であり、当該情報は氏名、生年月日その他の記述等により本件請求者である特定の個人を識別することができる情報ではないことから、保護条例第2条第2号に定める「個人情報」及び同条第5号に定める「保有個人情報」に該当しない。したがって、本件請求は、保護条例第17条に定める自己を本人とする保有個人情報の開示請求には該当しないため。	令和元年6月12日	<p>本決定を取り消し、開示決定を求める。 却下理由に「…特定の個人を識別することができる情報ではないことから」とあるが、個別案件において説明していることについての根拠であり、決裁に添付する必要あり、添付なくとも開示又は情報提供する必要ある。</p> <p>本件請求は、審査請求人が公開条例第5条の規定に基づき行った複数の公文書公開請求に対して公開条例の実施機関が権利の濫用を理由として行った公開請求の却下決定(以下「本件各却下決定」という。)に関し、審査請求人からの情報公開制度を所管する大阪市総務局に対する本件各却下決定が行われた理由についての問い合わせを受けて、総務局行政部行政課情報公開グループにおいて平成31年4月24日付けで行った回答(以下「本件回答」という。)を受けて行われたものである。 本件請求は、本件各却下決定の根拠となる条例、規則等の情報のすべての開示を求めるものであるところ、これまで審査請求人は、本件各却下決定について「理由が確認できる文書」や「内容が確認できる文書」の開示を求める保有個人情報の開示請求を行っており、これに対して実施機関は当該開示請求に係る保有個人情報を開示しているところである。 こうした経過と、本件請求において審査請求人が「根拠となる条例、規則等のすべて」と特に記載していることからすれば、本件請求内容において審査請求人が開示を請求している情報は、既に審査請求人に開示している本件各却下決定の判断の理由や根拠が分かる情報ではなく、本件各却下決定の判断の根拠規範となった条例、規則等の規程のすべてであると解される。 本件各却下決定の根拠規範は公開条例第10条第2項の規定のみであり、当該規定は、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報ではないことは明らかであることから、保護条例第17条第1項に定める「自己を本人とする保有個人情報」に該当せず、したがって同条第5号に定める「保有個人情報」に該当しないことは明らかである。 したがって、本件請求は、保護条例第17条第1項に定める「自己を本人とする保有個人情報」に該当しない情報の開示を求める不適法なものであることから、本件決定1を行ったものである。</p>
2	令和元年度諮問受理第15号	令和元年7月19日付け大福祉第1079号	令和元年5月31日	「既に説明は十分に尽くされている。」との根拠としたR元. 5. 14付大総務第e-27号開示文書「これまでの経過について」の4に「小さな円の視野となるので」とある。この根拠が確認できる文書。	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	令和元年6月14日付け大福祉第691号開示請求却下決定	本件請求の対象となる情報は、求心性視野狭窄の一般的な症例に対する根拠であり、当該情報は氏名、生年月日その他の記述等により本件請求者である特定の個人を識別することができる情報ではないことから、保護条例第2条第2号に定める「個人情報」及び同条第5号に定める「保有個人情報」に該当しない。したがって、本件請求は、保護条例第17条に定める自己を本人とする保有個人情報の開示請求には該当しないため。	令和元年6月20日	<p>本決定を取り消し、開示決定を求める。 行政処分に対する説明は、法令等具体的根拠についても説明が必要なのは当然である。 求めている文書は、大阪市説明の根拠であり、そもそも説明文に記載し示す必要がある。また、これまでに認定基準については開示決定している。認定基準には「小さな円の視野となる」の記載・説明が無く、求めている文書ではない。 したがって、却下理由は、条例の解釈を曲解した職権濫用である。</p> <p>本件請求の請求書に記載のある「これまでの経過について」は、審査請求人の障がいの状況、障がい者手帳の認定の考え方、審査請求人の主張及びそれまでの対応状況等について実施機関の職員が記録した文書であり、本件請求は、当該文書における求心性視野狭窄の一般的な症例の記載に係る根拠が確認できる文書の開示を求めるものである。 本件請求の内容は、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報でないことは明らかであることから、保護条例第2条第2号に定める「個人情報」に該当せず、したがって同条第5号に定める「保有個人情報」に該当しないことは明らかである。 したがって、本件請求は、保護条例第17条第1項に定める「自己を本人とする保有個人情報」に該当しない情報の開示を求める不適法なものであることから、本件決定2を行ったものである。</p>

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及びその内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求を却下する理由	(く) 審査請求年月日	(け) 審査請求人の主張
									(こ) 実施機関の主張
3	令和元年度諮問受理第20号	令和元年8月2日付け大福祉第1245号	令和元年5月15日	H31. 4. 16付大福祉第104号で開示された文書には、請求している「視標」がない。この視標を含む文書のすべて(表紙、目次、前文等を含む)。	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	令和元年5月29日付け大福祉第487号 開示請求却下決定	本件請求の対象となる情報は、身体障がい者手帳交付申請に基づく審査において適用する、視標を含む認定基準のすべてであり、当該情報は氏名、生年月日その他の記述等により本件請求者である特定の個人を識別することができる情報ではないことから、保護条例第2条第2号に定める「個人情報」及び同条第5号に定める「保有個人情報」に該当しない。したがって、本件請求は、保護条例第17条に定める自己を本人とする保有個人情報の開示請求には該当しないため。	令和元年7月2日	視標の開示決定を求める。現時点で保有していない場合は、厚労省より取得して開示決定を求める。 認定基準や不服申立の決定書、大阪市の説明文書に「I/2の視標、I/4の視標による測定」とある。この視標が何なのかは、具体の案件を説明する上で基本中の基本であり、自分の案件でどのように適用等があったのかは個人情報でもある。 本件請求の請求書に記載のある、平成31年4月16日付け大福祉第104号による開示決定の対象情報は、審査請求人が平成31年1月に行った身体障がい者手帳交付申請に基づく審査において適用した身体障害認定基準、身体障害認定要領、疑義解釈のうち視覚障がいに関する部分であり、本件請求はそれに関連して「視標」を含む文書のすべての開示を求めるものである。 本件請求の内容は、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報でないことは明らかであることから、保護条例第2条第2号に定める「個人情報」に該当せず、したがって同条第5号に定める「保有個人情報」に該当しないことは明らかである。 したがって、本件請求は、保護条例第17条第1項に定める「自己を本人とする保有個人情報」に該当しない情報の開示を求める不適法なものであることから、本件決定3を行ったものである。
4	令和元年度諮問受理第141号	令和2年3月31日付け大北福祉第1808号	令和2年2月5日	R元. 11. 20付大福祉第2769号開示請求却下決定通知書ある。この請求内容について、北区役所が保有している文書。	北区役所福祉課	令和2年2月19日付け大北福祉第1595号 開示請求却下決定	本件請求の対象となる情報は身体障害認定基準であり、当該情報は氏名、生年月日その他の記述等により本件請求者である特定の個人を識別することができる情報ではないことから、保護条例第2条第2号に定める「個人情報」及び同条第5号に定める「保有個人情報」に該当しない。したがって、本件請求は保護条例第17条に定める自己を本人とする保有個人情報の開示請求には該当しないため。	令和2年3月3日	請求文書は存在する必要がある私に説明する必要がある個人情報であるため、本決定の取り消しと、改めて、開示決定を求める。 〇〇係長・〇〇〇職員は、私の案件と論状暗点の関係について「輪状暗点の外側の残存視野はいずれ消失し、中心の視野のみになるので、私の説明との矛盾はない。」と説明している。請求文書は、職務上、この説明に係り当然に確認・把握している必要がある、存在すると思われるし個人情報である。 本件請求は、審査請求人が示す視覚障害の認定に関する文書について開示を求めるものであり、これまで審査請求人は、視覚障害認定について「理由が確認できる文書」や「内容が確認できる文書」等の開示を求める保有個人情報の開示請求を行っており、これに対して当該開示請求に係る保有個人情報を開示しているところである。 こうした経過と、令和元年11月20日付け大福祉第2769号における開示請求において審査請求人が「輪状暗転がある等級認定は、現状でなく、将来の状態を推定して、等級認定を行うことについて、定めている又は確認できる文書」と特に記載して保有個人情報の開示を求めていることからすれば、本件請求において審査請求人が開示を請求している情報は、既に審査請求人に開示している審査請求人に係る視覚障害認定の判断や根拠が分かる情報ではなく、視覚障害認定の判断の根拠規範となった規程のすべてであると解されるところ、視覚障害認定の判断の根拠規範は身体障害認定基準のみであり、当該規定は、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報でないことは明らかであることから、保護条例第2条第2号に定める「個人情報」に該当せず、したがって同条第5号に定める「保有個人情報」に該当しないことは明らかである。 したがって、本件請求は、保護条例第17条第1項に定める「自己を本人とする保有個人情報」に該当しない情報の開示を求める不適法なものであることから、本件決定4を行ったものである。

(注) 1 (え) 欄及び(け) 欄については、原則として審査請求人の記載のとおりとしている。
2 (お) 欄については、(か) 欄に記載の決定時点における担当名としている。